

LIBOR利用状況調査 結果概要

2022年3月31日
金融庁・日本銀行

LIBOR公表停止の概要

- ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate, 以下、「LIBOR」という。）については、ドルの一部テナーを除き、パネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出するLIBOR（以下、「パネルLIBOR」という。）は、2021年12月末をもって公表が停止された。
- 円LIBOR及びポンドLIBORの一部のテナー（1か月、3か月、6か月）については、真に移行が困難な既存契約（いわゆるタフレガシー）に限定され、いわばセーフティネットとして利用される、市場データを用いて算出する擬似的なLIBOR（以下、「シンセティックLIBOR」という。）が、2022年1月以降、公表されている。

通貨	テナー（期間）	パネルLIBOR 公表停止日	シンセティックLIBOR	
			公表開始日	公表終了日
円	翌日、1週間、2か月、12か月	2021年12月31日	(公表なし)	
	1か月、3か月、6か月		2022年1月4日	2022年12月31日
ポンド	翌日、1週間、2か月、12か月		(公表なし)	
	1か月、3か月、6か月		2022年1月4日	最長2031年12月31日（注1）
スイスフラン	翌日、1週間、1か月、2か月、 3か月、6か月、12か月		(公表なし)	
ユーロ				
ドル	1週間、2か月	2023年6月30日		
	翌日、12か月			
	1か月、3か月、6か月			

（注1）英国金融行為規制機構（FCA）は、年次レビューを条件に、最大10年間にわたり、LIBOR運営機関に対してシンセティックポンドLIBORの公表を強制できる。なお、FCAは、1か月物と6か月物を2022年末で廃止することについて、及び3か月物を廃止する時期について、2022年中に意見募集を行う予定。

<https://www.fca.org.uk/news/press-releases/finalising-libor-transition-achievements-sterling-markets>

（注2） FCAは、シンセティックドルLIBORの公表を2023年7月1日以降に強制する権限を行使すべきか、検討を行う旨を表明している。

<https://www.fca.org.uk/publication/documents/future-cessation-loss-representativeness-libor-benchmarks.pdf>

調査概要

調査基準日	2021年12月末															
調査対象先	<p>計278先</p> <table><tr><td>主要行等</td><td>9先</td><td>(みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)</td></tr><tr><td>地域銀行</td><td>100先</td><td></td></tr><tr><td>その他の銀行等</td><td>39先</td><td>(主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等12先、外国銀行支店16先、信金中金、農林中金、ゆうちょ銀行)</td></tr><tr><td>証券会社</td><td>33先</td><td>(国内19先、外国14先)</td></tr><tr><td>保険会社</td><td>97先</td><td>(生保42先、損保55先)</td></tr></table>	主要行等	9先	(みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)	地域銀行	100先		その他の銀行等	39先	(主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等12先、外国銀行支店16先、信金中金、農林中金、ゆうちょ銀行)	証券会社	33先	(国内19先、外国14先)	保険会社	97先	(生保42先、損保55先)
主要行等	9先	(みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行)														
地域銀行	100先															
その他の銀行等	39先	(主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等12先、外国銀行支店16先、信金中金、農林中金、ゆうちょ銀行)														
証券会社	33先	(国内19先、外国14先)														
保険会社	97先	(生保42先、損保55先)														
主要調査項目	<ul style="list-style-type: none">2021年12月末をもって公表が停止されたLIBORを参照する契約の規模、移行対応状況シンセティックLIBORの利用可能性がある契約の規模、利用状況2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORを参照する契約の規模、2022年1月以降の新規取引の停止状況															

【2021年12月末をもって公表が停止されたパネルLIBORからの移行対応】

- LIBOR参照契約の移行対応は概ね完了した。
 - ✓ 2021年12月末時点でフォールバック条項が未導入の残高・契約件数は、前回調査時点（2020年12月末）対比で、運用（貸出等）、調達（預金・債券等）、デリバティブともに大幅に減少した。
 - ✓ 2021年12月末時点でフォールバック条項が未導入の契約についても、殆どの金融機関において、2022年1月以降の初回の金利参照日までに代替金利指標への移行に関係者間で合意しているなど、既に対応方針は確定していることが確認された。
- シンセティックLIBOR（円・ポンド）の利用は、限定的となる見込みであることが確認された。

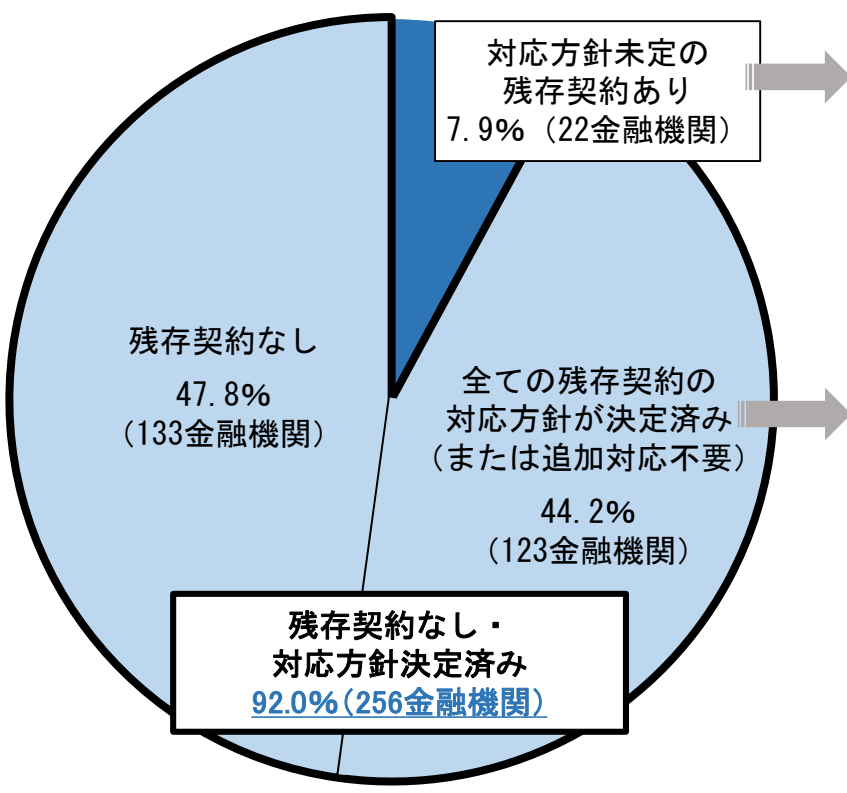
【2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORからの移行対応】

- 大半の金融機関においては、2022年1月以降のドルLIBOR新規取引停止に向けた体制整備は完了し、新規取引を原則として停止していることが確認された。体制整備未了の一部の金融機関においても、2022年入り後の体制整備完了に目途が立っていることが確認された。
- 2023年6月末を越えて満期が到来するドルLIBOR参照契約については、依然として多くの契約においてフォールバック条項が未導入であることが確認された。

LIBOR参照契約の移行対応状況（2021年12月末をもって公表が停止された通貨、全契約形態）

- 2021年12月末時点のLIBOR参照契約（2021年12月末をもって公表が停止された通貨（注1）、全契約形態）の移行対応状況をみると、9割超の金融機関において、残存契約（注2）を有していない、あるいは契約当事者間の合意等により既に対応方針を決定（または追加対応は不要と判断）しており、移行対応は概ね完了した。
- 一部の金融機関では、2022年1月以降の初回金利参照日まで相応の期間があり、顧客の意向等から対応方針が未定の残存契約を有するものの、契約当事者間で移行対応の必要性について認識を共有している。

2021年12月末時点における移行対応状況



対応方針未定の残存契約の主な概要

- 2022年1月以降の初回金利参照日まで相応の期間のある貸出等において、金利情勢等を見極めたいとする顧客等の意向があることや、契約当事者が多く合意に時間を要していることから、代替金利指標やスプレッド調整方法が具体的に決まっていない。

対応方針決定済み（または追加対応不要）契約の主な概要

- 2022年1月以降の初回金利参照日までに、代替金利指標に移行することについて契約当事者間で合意している、または社債権者集会の開催あるいは社債権者の全員同意を予定している。
- 期限前償還条項を有し、同権限を行使しない場合にのみLIBORが参照される債券等について、調達として発行している場合、同権限を行使することで、社債権者集会の開催等による移行対応を想定していない。また、運用として保有している場合、現時点で追加的な対応は不要と判断している。
- ハードワイヤードによるフォールバック条項に該当しないが、契約上、代替金利指標の決定プロセスが明確に規定されている。
- 暫定的にシンセティックLIBORを利用することを予定している。（利用が見込まれる契約の詳細はP7参照）

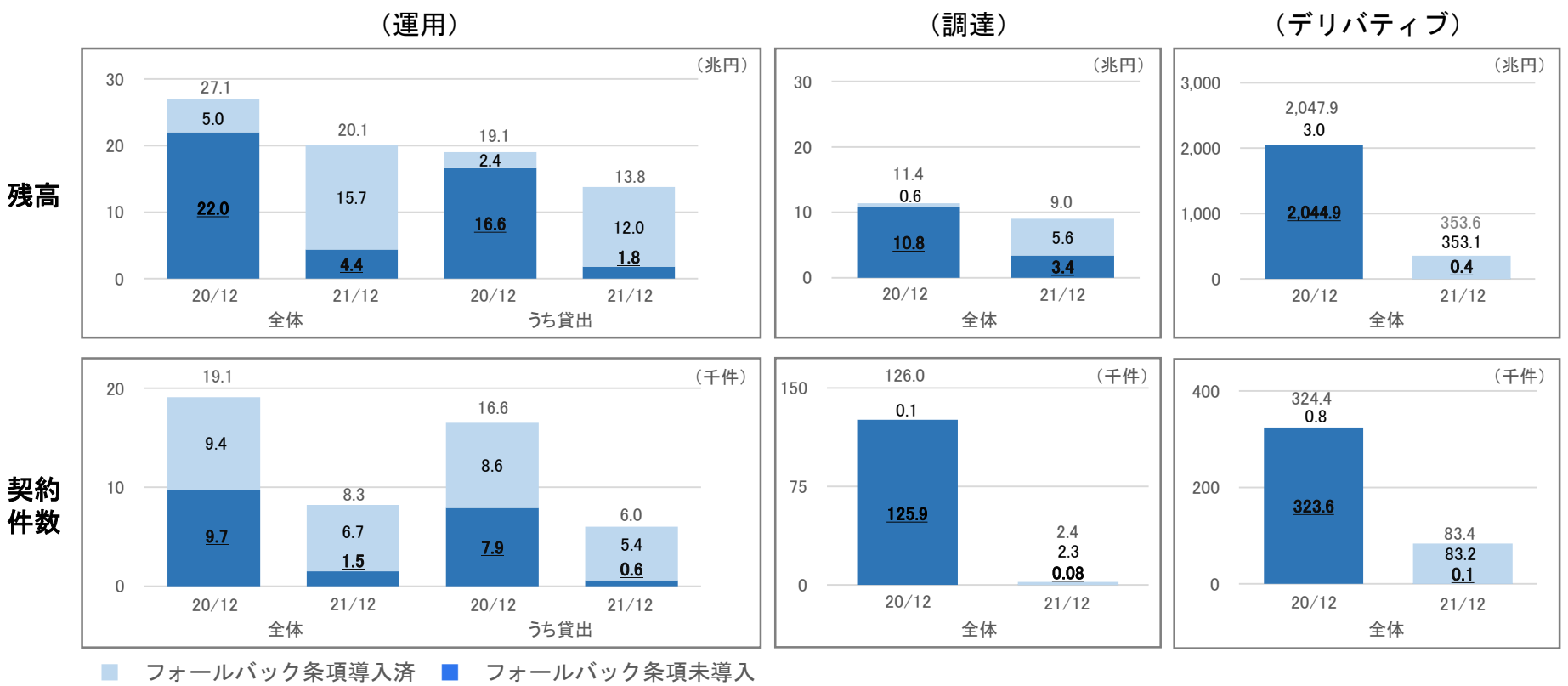
(注1) 円、ポンド、スイスフラン、ユーロおよびドル（1週間、2か月のテナーのみ）。

(注2) 残存契約には、フォールバック条項未導入契約のほか、修正アプローチによるフォールバック条項導入契約を含む。なお、フォールバック条項とは、フォールバック条項導入時に単一またはウォーターフォールで定まる代替金利指標のいずれかを特定する場合には「ハードワイヤードによるフォールバック条項」、それ以外の場合には「修正アプローチによるフォールバック条項」をいう。

円LIBOR参照契約の規模（残高・契約件数ベース）

- 調査対象金融機関全体の円LIBOR参照契約のうちフォールバック条項が未導入の残高・契約件数（2021年12月末）は、2020年12月末対比で、運用、調達、デリバティブともに大幅に減少した。
 - ✓ 2021年12月末における円LIBOR参照契約のうち、フォールバック条項が未導入の残高・契約件数は、運用が4.4兆円・1.5千件、調達が3.4兆円・0.08千件、デリバティブが0.4兆円・0.1千件。
- フォールバック条項が未導入の契約においても、殆どの契約で、契約当事者間の合意等により既に対応方針が決定（P 4 参照）しており、移行対応は概ね完了した。

円LIBOR参照契約の残高・契約件数とフォールバック条項の導入状況

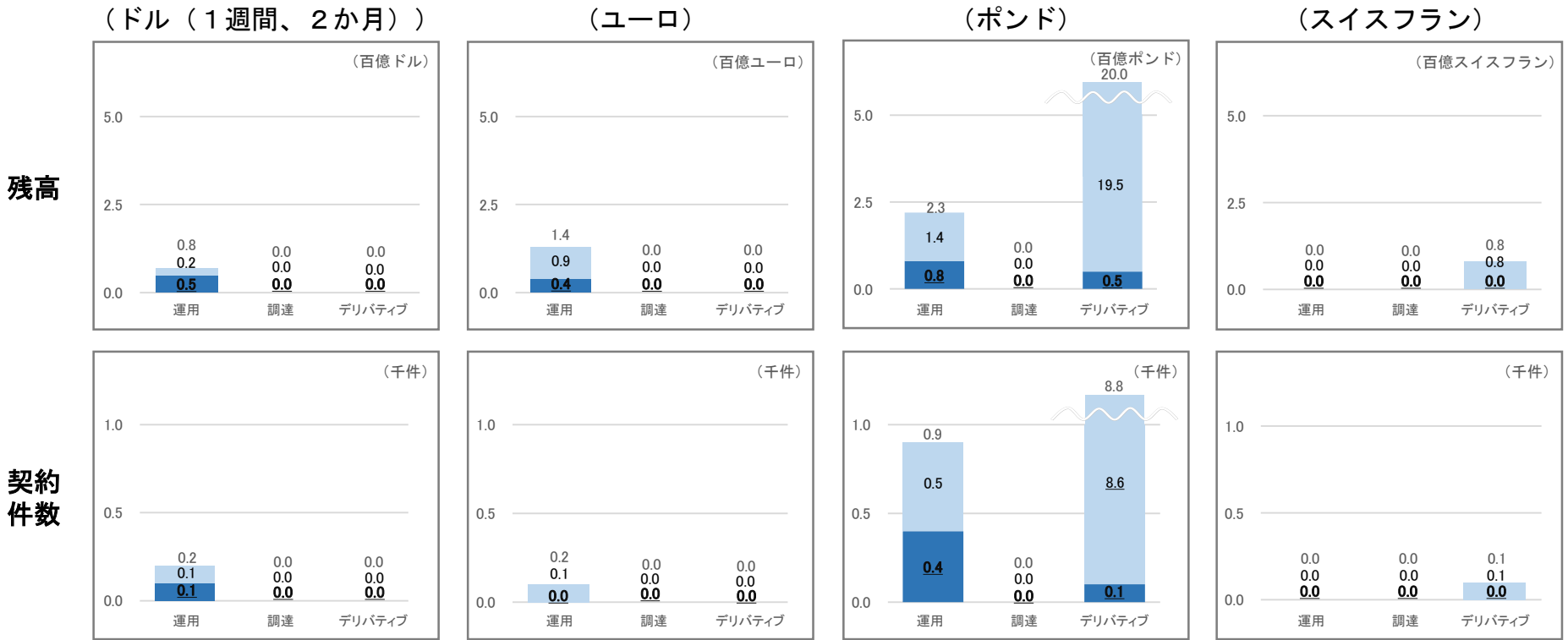


(注1) 2020年12月末の計数は、前回調査時点の計数（2021年12月末を越えて満期を迎える契約）。

円以外通貨LIBOR参照契約の規模（残高・契約件数ベース）

- 円以外通貨のLIBOR参照契約（ドルは2021年12月末をもって公表が停止されたテナーを参照する契約）においても、運用、調達、デリバティブともにフォールバック条項未導入の残高・契約件数は限定的であった。
- フォールバック条項が未導入の契約においても、円LIBOR参照契約同様、殆どの契約で既に対応方針が決定（P 4 参照）しており、移行対応は概ね完了した。

円以外通貨のLIBOR参照契約の残高・契約件数とフォールバック条項の導入状況



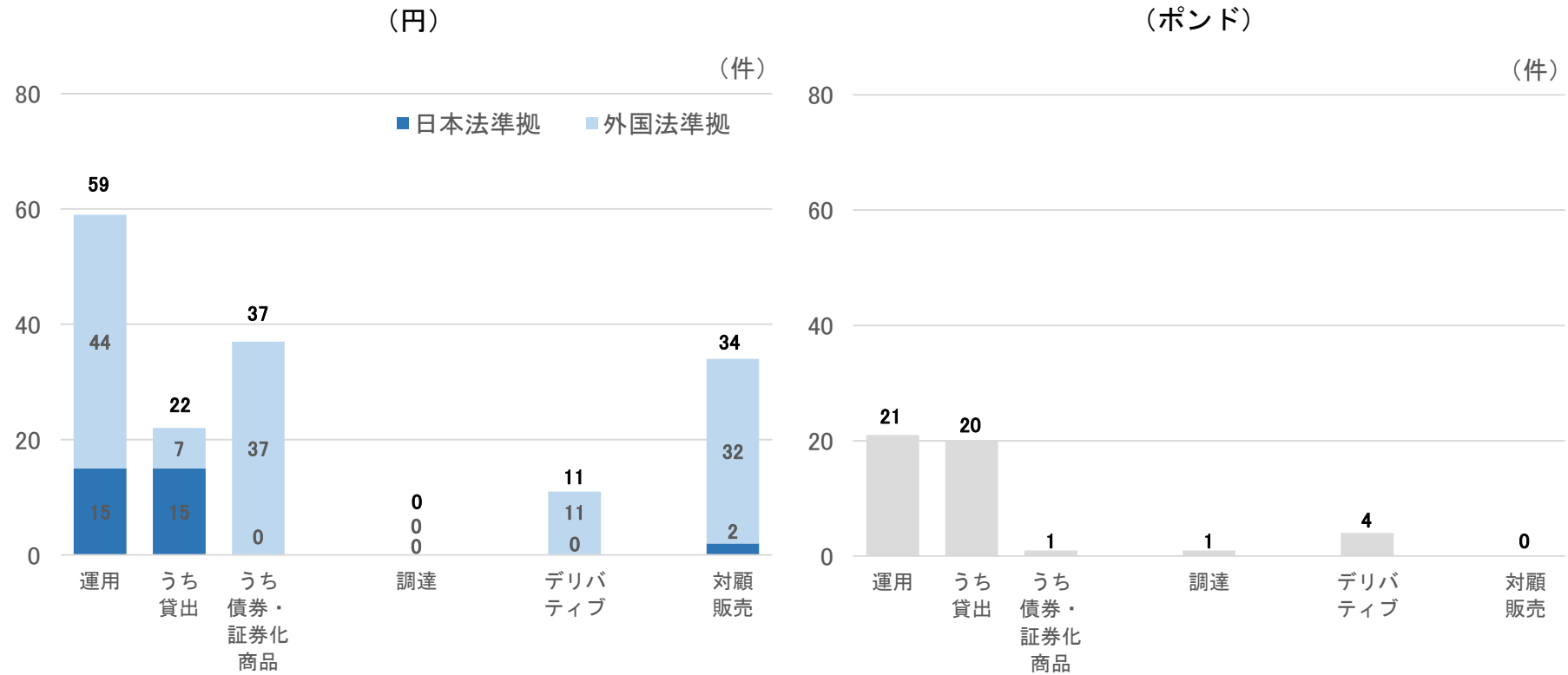
■ フォールバック条項導入済 ■ フォールバック条項未導入

(注1) グラフ内の計数は、2021年12月末時点の残高・契約件数。

シンセティックLIBORの利用可能性がある契約

- シンセティックLIBOR（円・ポンド）の利用は、限定的となる見込み。
- 利用可能性がある場合も、2022年中の一時的な利用に留まるとの回答先が大半を占めた。
- 日本法準拠の円LIBOR参照契約について、シンセティック円LIBORの利用可能性がある全ての金融機関が、「日本円金利指標に関する検討委員会」が利用時の留意事項等について取りまとめた市中協議結果（注1）に沿った対応を実施すると回答した。金融庁及び日本銀行では、今後、対応の内容について確認していく予定。

シンセティックLIBORの利用可能性がある契約件数（注2）



（注1）日本円金利指標に関する検討委員会「『本邦におけるタフレガシーへの対応に関する市中協議』取りまとめ報告書」（2021年11月19日）

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/cmt211119a.pdf

（注2）回答時点においてシンセティックLIBORの利用可能性があると金融機関が認識した契約件数であり、利用が決定している契約件数とは異なる。

2022年以降のドルLIBOR新規取引の停止状況

- 米当局は、ドルLIBORからの円滑な移行に向けてガイドライン等を公表し、2022年1月以降のドルLIBORの新規利用について、一部例外を除き停止することを求めている。
- 調査対象金融機関全体において、2022年1月以降のドルLIBORの新規取引停止に係る体制は整備されている（またはドルLIBORの新規取引予定なく実質的な対応不要）との回答先がほぼ全てを占めた（全体の94%）。
 - ✓ ごく一部の金融機関において、代替金利指標での取引に必要なシステムが未整備、代替金利指標を利用するためのライセンス未取得といった理由等により、回答時点で体制未整備であるが、2022年入り後の体制整備には目途が立っているとの回答が確認された。
- 2022年1月以降のドルLIBORの新規取引の状況についても、回答時点では、米当局のガイドライン等に則り、新規取引は実施していないとの回答先がほぼ全てを占めた（全体の96%）。
 - ✓ ごく一部の金融機関において、個別事情を踏まえ、やむを得ず新規取引を許容したとの回答が確認された。

（参考）米当局による共同声明・FRBによるFAQの概要（注1）

「新規契約」の定義	ドルLIBOR新規利用停止の「例外」
<p>2022年1月以降に新規での利用を停止すべきドルLIBORの「新規契約」とは、（i）新たなLIBORエクスポージャーを生じさせるもの、及び（ii）既存のLIBOR参照契約の満期を延長するもの、を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2021年12月末以前に締結された法的強制力のある契約（コミットメントライン等）に基づく引出しは、「新規契約」に含まれない。 ● 2022年1月以降における既存のLIBOR参照ローンの自動更改は、「（ii）既存のLIBOR参照契約の満期延長」として「新規契約」に含まれる。 ● 2021年12月末までに締結された既存契約の実施（例：スワップション）は、「新規契約」に含まれない。 	<p>例外的に2022年1月以降もドルLIBOR新規取引の実施が適切と考えられる場合の例として、以下のケースが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 中央清算機関における参加者破綻時に求められるオークション手続きへの参加とその結果生じたドルLIBORエクスポージャーのヘッジ ii. 2021年12月末までに締結されたドルLIBOR取引にかかる顧客サポートのためのマーケットメイキング iii. 銀行やその顧客の2021年12月末までに締結されたドルLIBORエクスポージャーを減少させる又はヘッジする取引 iv. 2021年12月末までに締結されたドルLIBOR参照取引のノベーション

（注1）「新規契約」の定義や新規利用停止の「例外」に関する実際の検討にあたっては、米当局や検討体による公表資料の原文を参照されたい。

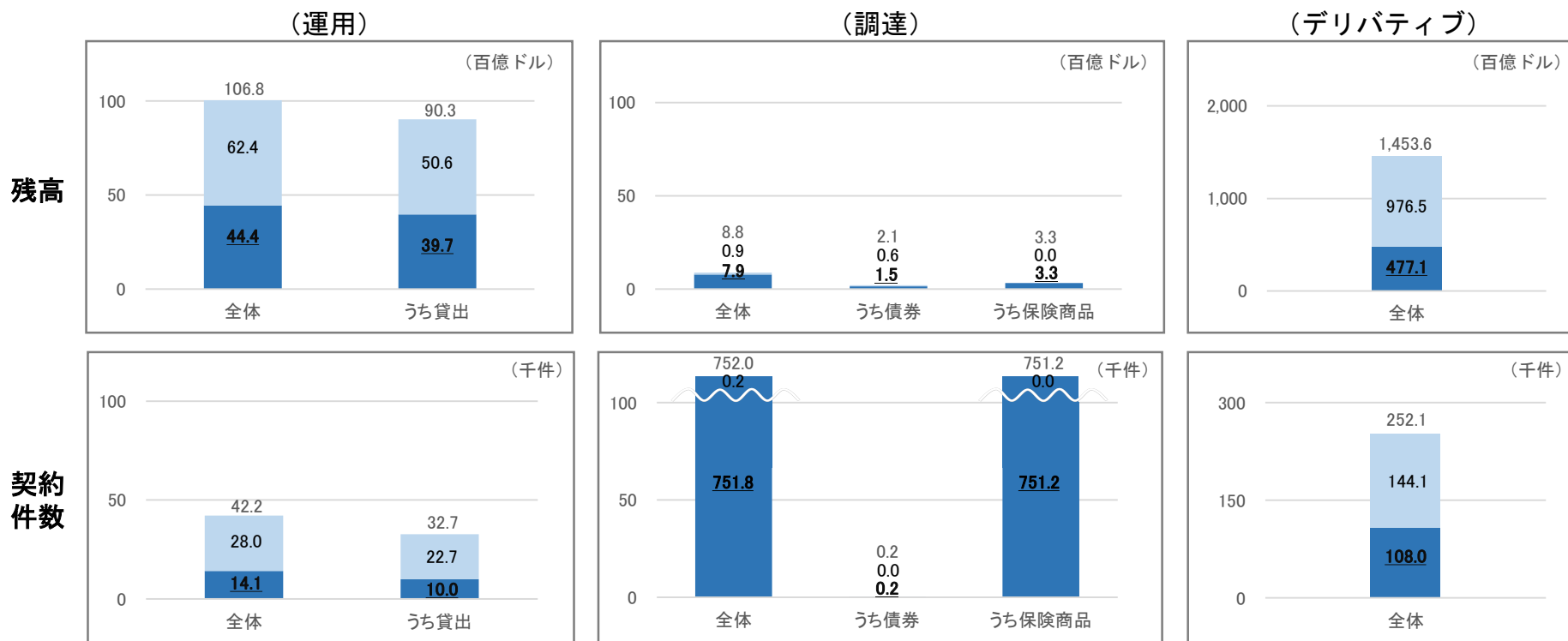
（出所）

- 米5当局共同声明（SR21-17/CA21-15）（2021年10月22日）
<https://www.federalreserve.gov/supervisionreg/srletters/sr2117.htm>
- FRBによるFAQ（SR21-12 Attachment B）（2021年11月19日）
<https://www.federalreserve.gov/supervisionreg/srletters/sr2112.htm>

ドルLIBOR参照契約の規模（残高・契約件数ベース）

- 調査対象金融機関全体の2021年12月末におけるドルLIBOR参照契約（2023年6月末に公表停止が予定されているテナーを参照する契約）の残高・契約件数のうち、2023年6月末を越えて満期が到来する契約は、運用が1.0兆ドル・4.2万件、調達が0.08兆ドル・75.2万件、デリバティブが14.5兆ドル・25.2万件であった。
- 上記のうち、フォールバック条項が未導入の残高・契約件数は、運用が0.4兆ドル・1.4万件、調達が0.07兆ドル・75.1万件、デリバティブが4.7兆ドル・10.8万件であった。

ドルLIBOR参照契約（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）の残高・契約件数とフォールバック条項の導入状況



■ フォールバック条項導入済 ■ フォールバック条項未導入

(注1) グラフ内の計数は、2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORのテナー（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）のうち、2023年6月末を越えて満期が到来する契約が対象。

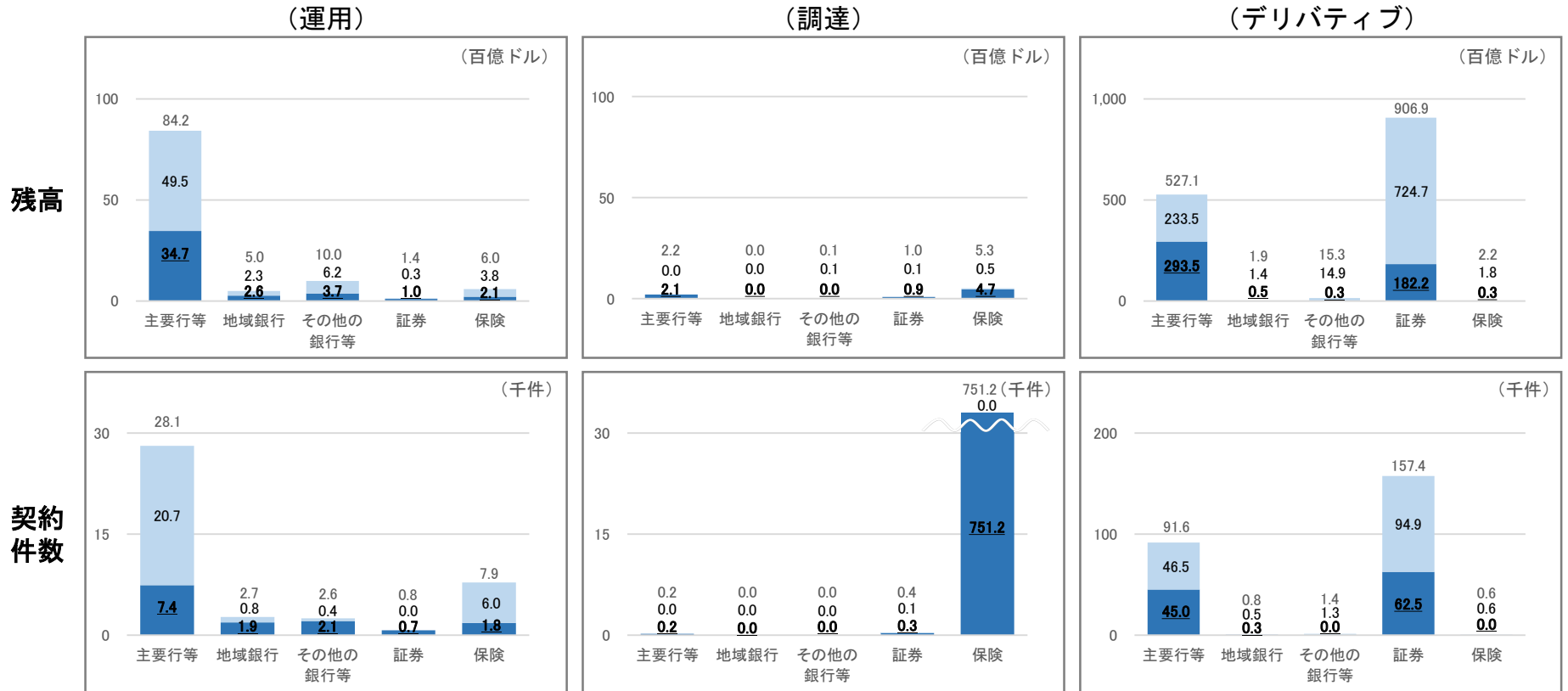
(注2) 貸出については、リテール向け商品について、フォールバック条項が一括して導入されているケースがある。このため、フォールバック条項の導入割合は、残高ベースよりも契約件数ベースの方が高い。

(注3) 保険商品の大半を占める認可等の対応が必要な商品の一部については、2022年入り後に認可済。認可未了の商品についても、保険会社と金融庁との間で協議・対応を継続中。

ドルLIBOR参照契約の規模（業態別／運用・調達・デリバティブ）

- 運用については、残高・契約件数のいずれも主要行等が大半を占めた。
- 調達については、残高・契約件数のいずれも保険会社が大半を占めた。
- デリバティブについては、残高・契約件数のいずれも、証券会社による保有が最大、次いで主要行等。

ドルLIBOR参照契約（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）の残高・契約件数とフォールバック条項の導入状況



■ フォールバック条項導入済 ■ フォールバック条項未導入

(注1) グラフ内の計数は、2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORのテナー（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）のうち、2023年6月末を越えて満期が到来する契約が対象。

調査結果を踏まえた今後の対応について

金融機関に求められる今後の対応

2021年12月末をもって公表が停止されたパネルLIBOR及びシンセティックLIBORからの移行対応

- 一部の残存契約に対する適切な管理や、フォールバック条項の発動に伴う金利切替など、公表停止以降に必要な適切な対応を、2022年以降も計画的に実施していくことが求められる。
- シンセティック円LIBORを利用する場合には、2022年末までの時限的措置であることに留意しつつ、適切な顧客対応と代替金利指標への移行対応を計画的に実施していくことが求められる。
- シンセティックポンドLIBORを利用する場合にも、英当局の動向等に留意した計画的な移行対応が求められる。

2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORからの移行対応

- 米当局・検討体が公表したガイドライン等に基づき、公表停止期限である2023年6月末までの時間軸を意識した移行対応が求められる。
 - ✓ 新規取引停止については、多くの金融機関において既に対応が図られているが、対応未了となる一部金融機関においては、実務上可能な限り速やかに対応を図ることが求められる。
 - ✓ 既存契約を含め、適切にエクスポージャーを把握するとともに、事前移行あるいは頑健な代替金利指標を規定したフォールバック条項の導入が求められる。

金融庁及び日本銀行の今後の対応

- 金融庁及び日本銀行は、2021年12月末をもって公表が停止されたLIBOR参照の残存契約及び2023年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORからの移行対応について、本調査の結果も踏まえて、引き続き連携してモニタリングを通じて確認するとともに、その状況に応じた対応の徹底を金融機関に求めていく。
- また、金融庁及び日本銀行では、必要に応じて金融機関におけるシンセティック円LIBORの利用状況、及びシンセティック円LIBORを利用する際の顧客対応状況について確認していく考えである。具体的には、実際にシンセティック円LIBORを利用した既存契約について、その利用の理由・根拠や、利用に際しての留意事項への対応状況、シンセティック円LIBORから代替金利指標への移行状況等を確認する。
- 金融庁においては、上記の確認結果に基づき、必要に応じて監督上の対応を講じることを検討する。

【別添資料】

【別添1】LIBOR参照契約の規模（通貨別） — 詳細 —

	円		ドル		ユーロ		ポンド		スイスフラン	
	残高 (兆円)	契約件数 (千件)	残高 (百億ドル)	契約件数 (千件)	残高 (百億ユーロ)	契約件数 (千件)	残高 (百億ポンド)	契約件数 (千件)	残高 (百億スイスフラン)	契約件数 (千件)
運用	20.1	8.3	0.8	0.2	1.4	0.2	2.3	0.9	0.0	0.0
FB条項導入済	15.7	6.7	0.2	0.1	0.9	0.1	1.4	0.5	0.0	0.0
うち貸出	13.8	6.0	0.7	0.1	1.4	0.1	2.1	0.8	0.0	0.0
FB条項導入済	12.0	5.4	0.2	0.0	0.9	0.1	1.3	0.4	0.0	0.0
調達	9.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
FB条項導入済	5.6	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち債券	2.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
FB条項導入済	0.5	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち保険商品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
FB条項導入済	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
デリバティブ	353.6	83.4	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	8.8	0.8	0.1
FB条項導入済	353.1	83.2	0.0	0.0	0.0	0.0	19.5	8.6	0.8	0.1
対顧販売	6.1	102.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
FB条項導入済	2.6	20.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注1) ドルLIBORは、2021年12月末をもって公表が停止されたテナー（1週間、2か月）を集計。

(注2) 「FB条項導入済」とは、ハードワイヤードまたは修正アプローチによるフォールバック条項が導入されている契約が対象。

(注3) 一部の調査対象先においては、概数として提出のあったものを集計。

(注4) 貸出はコミットメントラインを含む。

(注5) デリバティブの残高は想定元本ベース。

(注6) 保険商品は保険会社のみ調査対象。対顧販売は証券会社のみ調査対象。なお、対顧販売のうち、フォールバック条項未導入の契約の殆どが期限前償還条項を有し、同権限を行使しない場合にのみLIBORが参照される債券。

【別添2】 ドルLIBOR参照契約の規模（業態別） — 詳細 —

	全業態											
	主要行等		地域銀行		その他の銀行等		証券		保険			
	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数
運用	146.7	52.0	118.4	35.2	6.2	3.7	11.9	3.1	3.2	1.1	6.9	8.7
満期が2023年6月末超	106.8	42.2	84.2	28.1	5.0	2.7	10.0	2.6	1.4	0.8	6.0	7.9
FB条項導入済	62.4	28.0	49.5	20.7	2.3	0.8	6.2	0.4	0.3	0.0	3.8	6.0
うち貸出	127.1	41.7	115.1	34.3	4.6	2.7	2.6	1.0	1.5	0.3	3.2	3.2
満期が2023年6月末超	90.3	32.7	81.4	27.3	3.6	1.9	1.8	0.6	0.9	0.2	2.4	2.5
FB条項導入済	50.6	22.7	47.5	20.4	1.6	0.4	0.5	0.1	0.0	0.0	0.8	1.6
調達	13.1	782.5	4.9	0.3	0.4	0.1	0.3	0.1	1.6	0.5	5.7	781.3
満期が2023年6月末超	8.8	752.0	2.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	1.0	0.4	5.3	751.2
FB条項導入済	0.9	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.5	0.0
うち債券	2.4	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	1.9	0.0
満期が2023年6月末超	2.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	1.8	0.0
FB条項導入済	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0
うち保険商品	3.4	781.3	-	-	-	-	-	-	-	-	3.4	781.3
満期が2023年6月末超	3.3	751.2	-	-	-	-	-	-	-	-	3.3	751.2
FB条項導入済	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
デリバティブ	2,657.1	343.1	865.3	126.8	3.0	1.3	19.8	2.0	1,766.0	210.7	2.9	2.0
満期が2023年6月末超	1,453.6	252.1	527.1	91.6	1.9	0.8	15.3	1.4	906.9	157.4	2.2	0.6
FB条項導入済	976.5	144.1	233.5	46.5	1.4	0.5	14.9	1.3	724.7	94.9	1.8	0.6
対顧客販売	1.9	26.2	-	-	-	-	-	-	1.9	26.2	-	-
満期が2023年6月末超	1.8	25.8	-	-	-	-	-	-	1.8	25.8	-	-
FB条項導入済	0.3	4.2	-	-	-	-	-	-	0.3	4.2	-	-

(注1) 計数の単位は残高：百億ドル、契約件数：千件。

(注2) 2023年6月末に公表停止を予定しているドルLIBORのテナー（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）を集計。

(注3) 「満期が2023年6月末超」とは、2023年6月末を越えて満期を迎える契約が対象。

(注4) 「FB条項導入済」とは、ハードワイヤードまたは修正アプローチによるフォールバック条項が導入されている契約が対象。

(注5) 一部の調査対象先においては、概数として提出のあったものを集計。

(注6) 貸出はコミットメントラインを含む。

(注7) デリバティブの残高は想定元本ベース。

(注8) 保険商品は保険会社のみ調査対象。対顧客販売は証券会社のみ調査対象。